

## 岩美町沖合底びき網漁船代船建造推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）の規定に基づき、岩美町沖合底びき網漁船代船建造推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本事業は、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律242号）により設立された岩美町内の漁業協同組合及び支所。以下「事業主体」という。）が沖合底びき網漁船を取得し、老朽化の著しい沖合底びき網漁船の代船取得又は新規取得を計画している意欲ある漁業者に貸し付ける場合、その経費の一部を支援することにより、本町の基幹漁業である沖合底びき網漁業の持続的発展を図ることを目的とする。

### (補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以下の額を予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事業を開始する日の30日前までに行わなければならぬ。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 町長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第10条第1項の町長が別に定める軽微な変更は、別表の第5欄に定めるものの以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 補助事業等の完了から20日経過をする日又は補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
- (2) 補助事業の中止若しくは廃止の日から10日を経過する日
- 2 規則第17条の報告書に添付すべき書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに町長に報告し、町長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を町に返還しなければならない。

(進捗状況報告)

第8条 補助事業者は、進捗状況報告を各年度（前条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月10日までに行わなければならない。

- 2 前項の報告は様式第5号によるものとする。
- 3 補助事業者は、進捗状況報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「進捗状況報告控除税額」という。）が当該年度の交付決定控除税額を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、進捗状況報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が進捗状況報告控除税額（当該年度の交付決定控除税額が進捗状況報告控除税額を超えるときは、当該年度の交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、町長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を町に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第9条 規則第25条の定める制限の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、町長が別に定める期間）とする。

（雑則）

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月10日から施行し、平成30年度に係る事業から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助事業の重要な変更								
鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業（実施要領に基づき漁船を貸し付ける事業をいう。）	岩美町内の漁業協同組合及び支所	<p>事業主体が次の表に掲げるものの取得・修繕に要する経費とする。ただし、各年度ごとの間接補助対象経費の計算は間接補助対象経費を貸付期間（年）で除した額以下とし、貸付期間が年度途中から始まる場合又は貸付期間が年度途中で終了する場合は更に貸付期間（月）/12を乗じた額以下とする。貸付期間は原則として9年以上20年以内とし、本補助金の計算に係る貸付期間には据置期間を含まないものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>船体</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船体（先殻、船倉、ブリッジ等）、揚錨装置、係船装置、塗装、甲板被覆、舵、マスト、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンプラグ、配線・配管工事、アンカー等）</td><td>鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施要領で定めるところによる1計画承認あたり3億円を上限とする。</td></tr> <tr> <td>機関 主機関（過給機及び空気冷却器を含む機関本体）、補機関（機関本体）、その他標準的な装備（軸系、推進機、減速逆転装置、操舵装置、燃料タンク等）</td><td></td></tr> <tr> <td>設備関係 発電機、航海灯、作業灯、レーダー、コンパス、無線通信装置、測位装置（G P S）、魚群探知機、揚網・縄器（ウインチ等）、自動操舵装置、自動船舶識別装置、その他漁業に必要な標準的な設備</td><td></td></tr> </tbody> </table>	船体	備考	船体（先殻、船倉、ブリッジ等）、揚錨装置、係船装置、塗装、甲板被覆、舵、マスト、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンプラグ、配線・配管工事、アンカー等）	鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施要領で定めるところによる1計画承認あたり3億円を上限とする。	機関 主機関（過給機及び空気冷却器を含む機関本体）、補機関（機関本体）、その他標準的な装備（軸系、推進機、減速逆転装置、操舵装置、燃料タンク等）		設備関係 発電機、航海灯、作業灯、レーダー、コンパス、無線通信装置、測位装置（G P S）、魚群探知機、揚網・縄器（ウインチ等）、自動操舵装置、自動船舶識別装置、その他漁業に必要な標準的な設備		4/10	1 補助対象経費の増額 2 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
船体	備考											
船体（先殻、船倉、ブリッジ等）、揚錨装置、係船装置、塗装、甲板被覆、舵、マスト、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンプラグ、配線・配管工事、アンカー等）	鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施要領で定めるところによる1計画承認あたり3億円を上限とする。											
機関 主機関（過給機及び空気冷却器を含む機関本体）、補機関（機関本体）、その他標準的な装備（軸系、推進機、減速逆転装置、操舵装置、燃料タンク等）												
設備関係 発電機、航海灯、作業灯、レーダー、コンパス、無線通信装置、測位装置（G P S）、魚群探知機、揚網・縄器（ウインチ等）、自動操舵装置、自動船舶識別装置、その他漁業に必要な標準的な設備												